基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年十二月二十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年一月二十五日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年十二月十日

横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号

日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社

代表取締役社長　石井　秀雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十二月十日

兵庫県加東市上滝野一五七三番地二

藤商管理株式会社

代表取締役　藤井　信孝

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十二月十日

兵庫県加東市上滝野一五七三番地二

藤電商事株式会社

代表取締役　藤井　信孝

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十二月十日

神戸市中央区京町七一番地

弘栄貿易株式会社

代表取締役　槌橋　貴彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十二月十日

兵庫県加東市上滝野一五七三番地二

藤商管理株式会社

代表取締役　藤井　信孝

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十二月十日

兵庫県加東市上滝野一五七三番地二

藤井電工株式会社

代表取締役　藤井　信孝

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十二月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十二月十日

岡山市北区本町三番六―四〇一号

株式会社桃太郎プラザ

代表取締役　細川　千鶴

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十二月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十二月十日

山口県防府市大字新田五三二番地の一

山陽建設工業株式会社

代表取締役　塩田津多子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十二月十日

愛媛県松山市河野中須賀三一八番地

松田薬品工業株式会社

代表取締役　古川　賢

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である方永義が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年十二月十日

東京都品川区大井一丁目四四番三号

R.S.TECH HONG KONG LIMITED

日本における代表者　方　永　義

限定承認公告

本籍滋賀県湖南市柑子袋一一九一番地、最後の住所大阪府茨木市白川三丁目二番六の二一四号室

被相続人　亡　内林　登

右被相続人は平成二十七年八月十六日死亡し、その相続人は平成二十七年十一月二十五日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十日

大阪府茨木市山手台四丁目一番三号

相続財産管理人　内林　和夫

新設分割につき新株予約権証券等提出公告

当社は新設分割により新設する株式会社ＳＷＫに対して当社の第二種金融商品取引事業以外のすべての事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので、当社の新株予約権証券又は新株予約権付社債券を所有する方は、新株予約権証券提出日である平成二十八年一月十三日までに当社にご提出ください。

平成二十七年十二月十日

東京都品川区西五反田七丁目二二番一七号

株式会社ザイタス・パートナーズ

代表取締役　洲脇　充央

正誤

ページ	段	行	誤	正
三六	下	一	第26条関係）」に	第26条関係）」に
〃	〃		「あい色」を	「藍色」に
三七	上	三	第41条関係）」に	第41条関係）」に
			「平屋建又は2階家建で等」を	「平屋建又は二階建で等」を
			「平家建で又は二階建で等」に	「平家建で又は二階建で等」に
〃	〃	終りから七	第43条関係）」に	第43条関係）」に
			「入り口」を	「入口」を
			「ひさし」に	「廂」に
〃	〃	二	第66条関係）」に	第66条関係）」に
			「第43条第2項及び第54条第2項」に	「第43条第2項及び第54条第2項及び第65条第2項」に
			「第55条第2項及び第66条第2項」に	「第44条第2項及び第55条第2項及び第66条第2項」に
〃	〃	三	第52条関係）」に	第52条関係）」に
			「すべて」を	「すべて」に「平屋建全て又は2階建又は平家建で等」を「平屋建又は二階建で等」に
三八	〃	八	第70条関係）」に	第70条関係）」に
			「平屋建又は2階家建で等」を	「平屋建又は二階建で等」を
			「平家建で又は二階建で等」に	「平家建で又は二階建で等」に
〃	〃	九	第54条関係）」に	第54条関係）」に
			「入り口」を	「入口」を
			「入り口」に	「入口」に
〃	〃	終りから一八	第63条関係）」に	第63条関係）」に
			「平屋建又は2階建等」を	「平屋建又は二階建で等」を
			「平家建で又は二階建で等」に	「平家建で又は二階建で等」に
〃	〃	一六	第65条関係）」に	第65条関係）」に
			「入り口」を	「入口」を
〃	〃	六	第103条関係）」に	第103条関係）」に
			「ショウ」を	「ショー」に、「不特定多数の」を「不特定の」に
〃	〃	四	第103条関係）」に	第103条関係）」に、「平家建又は2階建等」を「平家建で又は二階建で等」に

三九ページ上段別記様式第四十号備考5中「平屋建又は2階建等」は「平家建で又は二階建で等」の誤り。

四一ページ上段別記様式第四十四号備考3中「平屋建又は2階建等」は「平家建で又は二階建で等」の誤り。

四二ページ下段別記様式第四十五号備考1中「あい色」は「藍色」の誤り。

平成二十七年四月一日（号外第七十五号）国土交通省告示第四百九十四号（自動車輸送統計調査票の様式の一部を改正する件）

（原稿誤り）

八六	上	終りから四～三	平成二十二年国土交通省告示第四百八十九百五十一号	平成十年運輸省告示第四百八十二号

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月十日付第二七七号八月十八日付衆会第四七号三

○ページ●同日付政府調達第二三一号三二ページ●九二ページ

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）